

大阪府における部活動等の在り方に関する方針



令和5年8月

大阪府・大阪府教育委員会

目 次

はじめに	1
本方針改定の趣旨等	2
I 学校部活動	3
1 適切な運営のための体制整備	3
(1) 学校部活動に関する方針の策定（改定）等	3
(2) 指導・運営に係る体制の構築	3
2 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組み	4
(1) 適切な指導の実施	4
(2) 体罰・ハラスメント防止の徹底	4
3 適切な休養日等の設定	5
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	6
5 「部活動大阪モデル」の推進	6
6 学校部活動の地域連携	6
II 新たな地域クラブ活動	7
1 新たな地域クラブ活動の在り方	7
2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	7
(1) 参加者	7
(2) 運営団体・実施主体	7
① 適切な運営等	7
② 保険の加入	7
③ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の充実	7
④ 関係者間の連携体制の構築等	8
(3) 指導者	8
① 指導者の質の保障	8
② 適切な指導の実施	8
③ 指導者の量の確保	8
④ 教員等の兼職兼業	8
(4) 活動内容	9
(5) 適切な休養日等の設定	9
(6) 活動場所	9
3 学校との連携等	9
III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備	11
1 学校部活動の地域連携や地域移行に向けた段階的な体制づくり	11
2 新たな地域クラブ活動の体制整備	11
(1) 休日の活動の在り方等の検討	11
(2) 検討体制の整備	11
3 府内における大会等の参加資格等の見直し	12
4 府及び市町村における総合的・計画的な取組み	12

【凡例】

府：府及び府教育委員会

市町村：市町村及び市町村教育委員会

学校の設置者：府教育委員会、市町村教育委員会及び学校法人等の学校の設置者

はじめに

学校部活動は、学校における生徒の自主的・自発的な活動として、体力や技能の向上に加え、異年齢との交流の中で、生徒どうしや生徒と教員との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

また、部活動顧問の指導のもと、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、日本のスポーツ・文化芸術振興の一翼を担ってきた。

しかし、少子化が進行する中、本府においても、生徒数の減少等に伴い、学校部活動に加入する生徒が減少の一途をたどっており、また、専門的な技術指導ができないといった教員の割合が約半数に上る¹など、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によってはその存続が厳しい状況にある。このような状況下、教員が部活動顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっている。

このような中、国においては、平成30年にスポーツ庁及び文化庁が「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和2年には、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとした。

また、令和4年6月及び8月には、スポーツ庁及び文化庁に設置された部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示されたことから、これを踏まえた学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に取り組むべく、令和4年12月27日に、スポーツ庁及び文化庁において「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）が策定されるとともに、令和5年度から令和7年度の3年間を改革推進期間と定められた。

一方、本府においては、学校部活動における教員の負担を軽減するため、平成30年度から大阪府立学校部活動指導員配置事業を実施し、指導者を広く確保できるよう努めるとともに、令和3年度からは、国の休日の部活動の段階的な地域移行等に関する実践・実証事業²を受託し、府内にその成果を紹介するなどの取組みを進めてきた。

また、市町村においても、地域の実情に応じて、部活動指導員を活用した地域連携により、地域のスポーツ・文化芸術団体と協力した部活動の地域移行を模索するなどの取組みが行われている。

本府においては、第3次大阪府スポーツ推進計画（令和4年度から令和8年度までの5年間）及び第5次大阪府文化振興計画（令和3年度から令和7年度までの5年間）を策定しており、その計画も踏まえながら、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

こうした市町村の状況や、今般策定された国ガイドラインを踏まえ、長期的に生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築に努める必要があり、本府が平成31年2月に策定した「大阪府部活動の在り方に関する方針」を改定することとし、地域の実情に応じて、部活動改革を段階的に進めていくことをめざすものである。

¹ 「大阪府における部活動の実態」（第1回大阪府における部活動の地域移行に関する検討会議資料）

² 令和3・4年度スポーツ庁委託事業「地域運動部活動推進事業（休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究）」

令和5年度スポーツ庁委託事業「地域スポーツクラブ活動体制整備事業（運動部活動の地域移行等に向けた実証事業）」

令和5年度文化庁委託事業「文化部活動の地域移行等に向けた実証事業」

本方針改定の趣旨等

- 本方針は、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することをめざし、学校部活動が生徒にとって望ましい環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たに地域クラブ活動を実施するために必要な対応について、府の考え方を示すものである。
- その際、学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させつつ、地域のスポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。
- 本方針は、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、支援学校中学部を含む。以下同じ。）の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。
- 本方針のうち「Ⅰ 学校部活動」については、高等学校（中等教育学校後期課程及び支援学校高等部を含む。以下同じ。）段階の学校部活動についても本方針を原則として適用する。
- 市町村においては、国ガイドラインを踏まえるとともに、本方針を参考に各地域の実情に応じて、学校部活動、地域クラブ活動の適切な実施に努められたい。
- また、今回新たに府立高等学校を対象とした複数校における学校部活動の合同実施を促進すべく、「部活動大阪モデル」を推進する。
- 府として、本方針に基づく府内の部活動改革の取組み状況について、定期的にフォローアップを行う。

I 学校部活動

- ・学校部活動は、学校教育の一環として実施される教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであること。
- ・体罰・ハラスメントの防止の徹底や適切な休養日等の設定を遵守すること。
- ・学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましい環境となるよう、特に、「1 適切な運営のための体制整備」「2 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組み」「3 適切な休養日等の設定」に示す内容について徹底すること。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定（改定）等

ア 学校の設置者は、本方針を参考に、国ガイドラインに則り、学校部活動の地域連携等の状況等を踏まえ「設置する学校に係る部活動の方針」の策定（改定）について、適切に対応する。

イ 校長（府立学校にあっては准校長も含む。以下同じ。）は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」（府立学校においては本方針）に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。

ウ 部活動顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告する。

エ 学校の設置者は、上記イ・ウに関し、各学校において学校部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、教員だけでなく、部活動指導員や外部指導者等の適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。

イ 校長は、教員を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案したうえで行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行えるよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 学校の設置者及び校長は、教員の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、教員の負担が過度にならないよう、業務改善及び勤務時間管理等を行う。なお、府立学校の校長は、これらに加え「府立学校における働き方改革に係る取組みについて（平成30年3月）」も踏まえるものとする。

オ 学校の設置者は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分掌の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。また、教員ではなく部活動指導員が部活動顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。

カ 学校の設置者は、部活動指導員等の任用・配置にあたっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、研修等を行う。

2 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組み

（１）適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施にあたっては、運動部、文化部に関わらず、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）を参考にしながら、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底する。

イ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取ることが必要であること、加えて、過度の活動等が、必ずしも能力の向上につながらないことや、生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。併せて、生涯を通じてスポーツや文化芸術に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつも効果が得られる指導を行う。その際、競技種目、分野の特性等を踏まえた科学的・合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングや活動を積極的に導入する。

ウ 指導にあたっては、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得たうえで行う。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、中央競技団体（スポーツ競技の国内統括団体）や学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引（競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等から構成される、指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を活用して、適切な指導を行う。

オ 近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の部活動において熱中症事故が懸念されることから、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察等の健康管理を徹底する。その際、環境省・気象庁の「熱中症警戒アラート」や、暑さ指数（WBGT）を確認し、行動の目安にするとともに、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に事故防止対策を講じる。

（２）体罰・ハラスメント防止の徹底

学校部活動においては、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然である。また、指導にあたっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。体罰・ハラスメントは、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになる。校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動

での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、引き続き、それらを行わないよう徹底する。

なお、前述の生徒の心身の健康管理や事故防止を含め、学校の設置者は、学校におけるこれらの取組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 学校部活動を行わない日（以下「休養日」という。）及び活動時間については、成長期にある生徒が、活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

【中学校】

- 休養日の設定は以下のとおりとする。
 - ・学期中は、週あたり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
 - ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。以下同じ。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態、分野、活動目的や競技種目等を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の学校部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

【高等学校】

- 休養日の設定は以下のとおりとする。
 - ・週あたり平日は少なくとも1日、週末のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とするが、練習試合や大会等で困難な場合にあっては、全校一斉の定時退庁日等による週1日以上休養日と学校全体で学校部活動を行わない日（定期考査期間等）を合わせ、年間で104日以上設定する。
 - ・週末の休養日は原則として月あたり2日以上となるよう設定する。
- 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態、分野、活動目的や競技種目等を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の学校部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。
- 学校の休業日に練習試合や大会等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。
- 長期休業中については、生徒が十分な休養を取ることができ、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

イ 校長は、I 1（1）イに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定にあたっては、本方

針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。

ウ 休養日及び活動時間については、学校の実態や全体の活動状況も踏まえながら今後も検討を続け、より適切に対応する。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障がいの有無等を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

また、希望する全ての生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人ひとりの違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮を行う。

イ 府及び市町村は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教員もいない場合には、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加するなど、合同部活動等の取組みを推進する。

ウ 学校の設置者及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、生徒が希望すれば、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

5 「部活動大阪モデル」の推進

府教育委員会においては、生徒の多様な活動機会の確保のため、府立高等学校を対象とした複数校における学校部活動の合同実施を促進すべく、令和5年度から「部活動大阪モデル」を段階的に導入する。運用については、「部活動大阪モデル」合同部活動に関するガイドライン（令和5年2月）による。

6 学校部活動の地域連携

ア 府、市町村及び校長は、学校や地域の実態に応じ、保護者の理解と協力を得て、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設けるなど、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。

イ 府、市町村及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、中学校、高等学校、大学及び支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒どうしの切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

ウ 府教育委員会、市町村教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

- ・ 中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により学校部活動を地域移行し、新たな地域クラブ活動により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場の確保を進める必要があること。
- ・ 国ガイドラインにおいて、「地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。」と記載されていることを踏まえ、地域クラブ活動の実施にあたっては、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要であること。
- ・ 上記を踏まえ、この章において、新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について示す。
- ・ 学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた取組みについては、次章で示す。

1 新たな地域クラブ活動の在り方

地域クラブ活動を行う環境の整備にあたっては、各地域クラブ活動を統括する運営団体や、個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体が進めることが考えられ、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする視点が重要である。

これら運営団体や実施主体の充実を図ることで、中学校の生徒だけではなく、他の世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、以下に示すことが期待できる。

- ・ 地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになること
- ・ 生涯を通じた運動習慣づくりや文化芸術等の愛好が促進されること
- ・ 行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携がなされること
- ・ 指導者等の活用が充実すること

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加者

希望する全ての生徒を想定する。

(2) 運営団体・実施主体

① 適切な運営等

運営団体・実施主体は、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うとともに、運営団体・実施主体（スポーツ）は、『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』（令和元年8月スポーツ庁）に準拠した運営を行う。

② 保険の加入

運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

③ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の充実

市町村は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。

また、府及び市町村は、『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』を運営団体・実施主体（スポーツ）等に対して広く周知・徹底する。

④ 関係者間の連携体制の構築等

ア 府及び市町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体（運営団体・実施主体となる団体）、学校、保護者等の関係者からなる協議会等において、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表する。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒どうしのトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

（３）指導者

① 指導者の質の保障

ア 府及び市町村は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ・文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。

また、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組みを進める。

イ 地域クラブ活動（スポーツ）における指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。

② 適切な指導の実施

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、Ⅰ 2（１）「適切な指導の実施」及び（２）「体罰・ハラスメント防止の徹底」に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。府及び市町村は、適宜、指導助言を行う。

イ 指導者は、Ⅰ 2（１）「適切な指導の実施」に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。

また、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、中央競技団体または学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引等を活用して、指導を行う。

③ 指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、各地域の実情を踏まえ、様々な関係者から指導者を確保する。

イ 府は、域内における関係団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、市町村の求めに応じて指導者を紹介するなど、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。市町村で人材バンクを整備する場合は、府との連携にも留意する。

④ 教員等の兼職兼業

ア 学校の設置者は、国が示す手引き等³も参考にしつつ、兼職兼業の許可をする際には、教員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられないことがないよう十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮等、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

³ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（令和３年２月文部科学省）

「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（令和５年１月文部科学省・スポーツ庁・文化庁）

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、教員等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教員等が当該団体において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うにあたっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（平成 30 年 1 月（令和 2 年 9 月改定）厚生労働省）も参照し、教員等の服務監督を行う教育委員会等及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

（４）活動内容

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて確保する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブ等の他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにする。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が多様な経験ができるよう、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する。

（５）適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「Ⅰ 学校部活動」に準じた活動時間を遵守し、休養日を設定する。その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、Ⅱ 2（２）④「関係者間の連携体制の構築等」のとおり、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

（６）活動場所

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校等を活用するなど、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和 2 年 3 月スポーツ庁）や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和 3 年 1 月文化庁）も参考に取り組む。

3 学校との連携等

ア 地域クラブ活動は、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍すること等、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学び等の新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働のもと、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

イ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、Ⅱ 2（２）④「関係者間の連携体制の構築等」で述べた協議会等の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。

ウ 府及び市町村においては、地域クラブ活動が前記２に示した内容に沿って適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組み状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。

Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

- ・休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、国は令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけており、府においても地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組みを重点的に行っていくため、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めること。
- ・市町村においては、国ガイドラインを踏まえ、本方針を参考に、地域の実情に応じ、関係者の共通理解のもと、できるところから取組みを進めていくこと。
- ・学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行といった新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるにあたっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要があること。
- ・上記を踏まえ、この章において、地域の実情に応じた取組みに資するよう、その進め方や検討体制、スケジュール、大会等の参加資格等の見直しについて示す。

1 学校部活動の地域連携や地域移行に向けた段階的な体制づくり

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備にあたっては、各市町村におけるスポーツ・文化芸術の振興の方針・計画や、地域に根付いたスポーツ・文化芸術活動の実態やスポーツ・文化芸術環境等を踏まえて、移行に向けた体制づくりを段階的に進める。

その際、直ちに学校部活動の地域移行が困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動の導入や地域のスポーツ人材の部活動指導員としての配置等、適切に生徒の活動環境を確保する。

2 新たな地域クラブ活動の体制整備

(1) 休日の活動の在り方等の検討

ア 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど、緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

イ 地域の実情等によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日から先に取り組むこともあり得るため、どのような進め方が当該地域の実情等に照らしてふさわしいかについては、各地域における関係者間で丁寧に調整をしたうえで方針を決定する。

(2) 検討体制の整備

ア 府及び市町村においては、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等を設置し、アンケート等を通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討し、実行する。また、協議会等における検討状況等を公表する。

イ 府は、指導者の状況をはじめ府内のスポーツ・文化芸術環境に関する情報を集約し、域内の市町村に対し提供するなど、広域的な調整や学校の設置者に対する助言・支援を行う。

ウ 府及び市町村においては、今後は地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、学校の設置・管理運営を担う担当部署との緊密な連携・協力に基づき、地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署が中心となって取り組むことが考えられる。また、

スポーツ推進委員が府及び市町村と地域のスポーツ団体等との連絡調整を担うことも期待される。

エ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、府及び市町村の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

3 府内における大会等の参加資格等の見直し

ア 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、各大会において見直しを行う。例えば、すでに公益財団法人日本中学校体育連盟や大阪中学校体育連盟においては、令和5年度から地域のスポーツ団体等の活動に参加する中学生の大会への参加を、一般社団法人全日本吹奏楽連盟においては、令和6年度から地域バンド等の大会への参加を承認することを決定しているところであり、それら規定に則り、その参加資格の拡大を着実に実施する。

イ 大会等の主催者は、参加する生徒等の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、例えば、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保するなど、熱中症予防のための対策を講じる。また、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値を示す。

ウ 大会等の主催者は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、例えば、試合数を調整するなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。

4 府及び市町村における総合的・計画的な取組み

ア 市町村においては、本方針を参考として地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組みの背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組みの内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

イ 府においては、市町村に対し国の休日の部活動の段階的な地域移行等に関する実践・実証事業等を活用した支援を行うとともに、取組みの進捗状況を把握し、成果の普及を図り、必要な指導助言、支援を行う。

ウ 府及び市町村は、改革推進期間終了後において、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、引き続き、生徒の地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。